

平成23年第1回教育委員会定例会

開会年月日 平成23年1月11日(火)  
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子  
同 委員 天沼英雄  
同 委員 安藤睦美  
同 委員 外松和子  
同 教育長 園部俊介

議 題

1 議案

(1) 議案第1号 練馬区立スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕  
(2) 平成22年陳情第3号 練馬区立図書館の運営に関する陳情書〔継続審議〕

3 協議

- (1) 平成22年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕  
(2) 平成23年度練馬区教育委員会教育目標について  
(3) 小中一貫・連携教育研究グループの指定について  
(4) 平成22年度卒業式「お祝いの言葉」について

4 報告

- (1) 教育長報告  
平成23年度の区立図書館の運営体制(案)等について  
その他  
その他

開 会 午後 2時00分  
閉 会 午後 4時30分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	室 地 隆 彦
生涯学習部長	郡 榮 作
庶務課長事務取扱学校教育部参事	阿 形 繁 穂
学校教育部新しい学校づくり担当課長	小 暮 文 夫
同 学務課長	古 橋 千 重 子
同 施設給食課長	金 崎 耕 二
同 教育指導課長	吉 村 潔
同 総合教育センター所長	杉 本 圭 司
生涯学習部生涯学習課長	白 井 弘
同 スポーツ振興課長	櫻 井 和 之
同 光が丘図書館長	内 野 ひろみ

傍聴者 3名

委員長

それでは、ただいまから、平成23年第1回教育委員会定例会を開催する。

本日は、3名の方が傍聴にお見えになっている。

案件に入る前に、委員の議席についてであるが、本日の議席は暫定的にお座りいただいている。練馬区教育委員会会議規則第5条の規定により、委員の議席は合議により定めることになっている。

今、お座りいただいている座席でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、そのように決定する。

では、案件にそって進めていく。

本日の案件は、議案1件、陳情2件、協議4件、教育長報告2件である。

(1) 議案第1号 練馬区立スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

委員長

初めに議案である。議案第1号 練馬区立スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則。

この議案について説明をお願いします。

スポーツ振興課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見・ご質問をお聞きする。

天沼委員

資料1 - 2の3ページにあたるどころの改正案と4ページの改正案であるが、ちょっと誤植だと思うのだが、改正案の7番に多目的運動場とあるが、今回改正は大泉さくら運動公園多目的運動場とされたということであるので、これを前につけたほうがいいのではないかと思った。それから8番、同じように多目的運動場広場となっているが、その前に大泉さくら運動公園多目的運動広場、同じく4ページ、改正案の一番下、多目的運動場および多目的運動広場というのも、名称変更で大泉さくら運動公園多目的運動広場となるのではないかと思ったが、間違っているか。

スポーツ振興課長

今回改正するのは、大泉学園町希望が丘公園多目的運動広場ということになる。3ページの8番にある多目的運動広場は、今回の希望が丘公園のものになる。7番については、さくら運動公園ということになる。ここの表記の仕方であるが、例えば改正案の1に体育館施設、2に温水プール、3に野球場とあるように、基本的には競技の種別というか、施設の種別をとらえるつくりになっていて、ここについても、多目的運動場多目的運動広場という種別で行うというつくりである。したがって、希望が丘とかさくらは、そういう名称が入らないというつくりになっている。

委員長

固有名詞は入れないということでしょうか。

天沼委員

4ページのこの多目的運動広場は、希望が丘のことであるか。

スポーツ振興課長

多目的運動広場というのは希望が丘を入れない。

教育長

希望が丘公園にある運動する場所を、運動だけでなく憩える場所ということで、運動場ではなくて広場の広をつけた。であるから、これはここしかない。そういう意味である。

委員長

よいか。

天沼委員

はい。

教育長

ややこしいのだが、それから1点は、この施設は、公共施設予約システムの中に入っているのか。

スポーツ振興課長

広場および庭球場、両方とも公共施設予約システムで予約するというふうになる。ほかのスポーツ施設と同様の予約の方法になる。

委員長

ほかにご意見・ご質問。

安藤委員

今、教育長がおっしゃったように、希望が丘については多目的運動広場で、ほかの運動する場所は運動場ということとお伺いしたのであるが、その場合、資料1の改正する規則には、2段目の場所などは、運動場でなくて運動広場ということであるか。それとも、これはこれでいいのか。運動場の中に運動広場があるということか、それとも希望が丘は運動広場というふうに名称をつけているのか。

スポーツ振興課長

資料1 - 1の2枚目、最初のほうに枠組みが書いてある多目的運動場、これはさくら運動公園を指している。これを2段書きにして、下のさくら運動公園多目的運動場と大泉学園町希望が丘公園運動場という形に、ここではそういう形である。

安藤委員

希望が丘公園運動場というものと、希望が丘公園運動広場という2つの扱いがあるということであるか。

スポーツ振興課長

ここでは、大泉さくら運動公園多目的運動場と大泉学園町希望が丘公園運動場であるが、この大泉学園町希望が丘公園運動場の中に、テニスコートと広場の2種類があるという形になる。

教育長

公園の中に、広い意味の公園運動場があって広場とテニスコートがある。さっきのは広場の部分で、テニスコートはテニスコートで庭球場ということになっている。であるから、規則に載せる全体の名称というのは広場でなくて運動場。施行規則のほうでは、細かく何は何時から何時までと分かれるわけである。

外松委員

先ほどの課長のほうから、広場もあって、それは全部予約をするというお話だったが、そうすると、広場ではどのようなことができるというふうに考えればよいのか。

スポーツ振興課長

広場でできるものについては、少年野球、少年サッカー、少年ラグビー、グラウンドゲートボール等ができるということである。なお、公共施設予約システムで申し込みは2カ月前の1日からになるが、広場のほうは7日前までの受付になる。7日前までに予約が入らなかった時間については、いわゆる公園の広場のように近くの方が自由に来て遊んでいただく、そんなつくりにする予定である。

委員長

予約のないときは自由に使えるようなことがあるということである。

外松委員

今の説明で少し具体的に見えてきたが、予約がこの日はなくて、近くの方たちが広場のほうに足を運ぶことができるというのは、何かお知らせシステムというか、そこに掲示がされたりするのか。きょうは予約が入っていないので使用できるとか、何かそのようなことを考えているのだろうか。

スポーツ振興課長

ある程度大きなボードのようなもので、無料開放するとか、表記は今後考えるが、検討したいと考えている。

委員長

ほかはないか。それでは、よろしくお願ひしたいと思う。  
議案第1号については承認でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第1号は「承認」とする。

(1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について

〔継続審議〕

委員長

次に陳情案件である。平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について。

この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況などを見守りながら、審査を進めることにしている。

したがって、本日は継続としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平成19年陳情第4号については「継続」とする。

(2) 平成22年陳情第3号 練馬区立図書館の運営に関する陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成22年陳情第3号 練馬区立図書館の運営に関する陳情書。  
この陳情に関しては、報告の が関連すると思われるので、先に報告をお願いする。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見・ご質問をお聞きする。

天沼委員

陳情に沿って誤解があるかもしれないが、例えば理由1で、「常勤職員、非常勤職員、(図書館協力員)は、土・日・祝日が休日となり云々」とあるが、休日にならないというか、資料6の今のご説明であると、1番は理由が今回のご説明ではなくなるのかなと。それからまたそれに伴って、資料6の別表を見ると、窓口業務その他レファレンスとか3、4、5、6、9まで、いろいろな業務があるということがこの表に示されていて、これをどこかやめてしまうということもないので、1番の陳情の最後のほうで、別表により低下するというのは、ちょっと断定的に言えないかと。委託、非常勤で配置されているところから見ると、低下するとは言いがたいかと思う。

それから1の(1)であるが、「委託職員から区の職員に引き継がれ云々」、レファレンスサービスというところを触れているようであるが、これも別表で見ると、レファレンスサービスが委託であったり、常勤、非常勤であったりいろいろあって、委託からどこかほかのパターンに変わってしまうということでもないようであるので、それによってサービスが低下してくるという、またここも今回のご説明の資料からすると、そのとおり言いがたいかと思う。

ただ、(2)のほう、「ボランティアの活動時間帯に区職員が不在」ということで、それが困るということであるので、ボランティアの活動時間帯というのはいつなのかなといったところで、もしかすると、区の職員がいらっしゃらないところでやっていらっしゃるということかもしれない。ここもよく実態が把握できていないのでわからない。

それから(3)障害者サービスであるが、これは私の資料なのだが、皆さんに配布さ

れていないが、練馬区立図書館障害者サービス案内というのと一般の図書館案内と2つあって、これは光が丘で配布している。これは障害者を担当されている方にいただいたのである。であるから、障害者サービスをしない、職員がいなくなるわけではなくて、そういうサービスを専門にやっていらっしゃる方がいるので、勤務時間帯とあわせるとどうかということとはわからないが、こういうパンフレットを別途に用意して、ご本人からちょっとお話を伺ったことがある。その辺も「サービスに支障が出る」とあるが、どうなのかなという疑問が沸いた。

それから、4番の危機管理であるが、この危機管理は何を想定しているのかなと思う。図書館で危機管理というと、館内でだれか騒ぐ人がいるとか、館内で違うことを始めてしまったとか、そういったときの警備とかそういうことかと思うが、これは、職員がいらないとできないとか、職員がいるからできるとかいうことではなくて、やはりそういう対策は制度としてつくっておく。そういう不審者が何かした場合どうするかというマニュアルにあわせて対応していただければいいのかなと思うので、これは職員がいる、いないの問題ではないのかと思った。

それから大きな2番であるが、図書館協力員制度が区の財産としてあるが、それが違うものになってしまうのかなというふうに読み取れたが、今のご説明であると、47名平成23年度も務められ、そのうちの主たる主任図書館協力員が6名来年度も継続されるということであるので、協力員制度そのものが何か改正されてしまうとか、仕事がなくなるということでは全くない。この陳情は協力員制度を維持してほしいということ最後のほうで訴えていらっしゃるように読み取れたのだが、維持されるということであるので、ただいまの説明からすると、この2番もちょっと違うのかなということで、陳情全体的に見ると、これは受けとめなくても対応できると考えてもよろしいかなと思った。

委員長

ほかにご意見はありますか。

光が丘図書館長

委員ご指摘の職員の休業日については、今は日曜日から土曜日まで区の職員がいるという状況であるが、来年度は、月曜日から金曜日であるので、土・日・休日はいなくなる。その手当については委託の拡充で対応していくということが一つある。

それから、陳情者の方が一番心配されているのはボランティア活動なのだが、図書館の事業は、ブックスタート事業をはじめとしてお話し会等、子供たちに読み聞かせをするという事業をやっている。平日であると、勤務をしているので、職員をあわせて、今現在もそういう事業を行っていて、前から事業と一緒にボランティアの方が、どちらかということになってやっていただいているという状況もある。

ただ、来年度については土・日・祝休日は職員がいらないということで、来年度の体制の中で今話し合いをしている部分がある。今現在の状況であると、来年度については、4月に職員を全部退くという形ではなくて、経過措置として来年度については、事業をやる場合については、土・日、職員を配置していこうということで、今図書館内ではそ

う方向で調整をしている。であるので、土・日に出た場合は、職員の場合は平日に振りかえをする、そういうことを今考えて話し合いをしているところである。ボランティアとの関係は、今、そういう状況で考えている。

それから、危機管理については、委員からご指摘をいただいたように、平日も今現在5時15分過ぎは職員がいないので、連絡体制はもちろん連絡網等、第1順位、第2順位ということで、委託のほうにも伝えてあるし、緊急の場合は職員が出向くという状況をつくっているが、実際に夜呼ばれて行ったという状況は、委託を始めてからそういう状況がある。

あと土・日・休日というのは、利用者の方も多いというところでのお話かとは思いますが、前も実際に、委員もおっしゃっていたが、職員がいるかいないにかかわらず、図書館事業を運営するということについては既に委託をしているので、危機管理もあわせて委託をしているという状況があるので、その部分についても不安がない形で、きちんとした責任者の配置をするということで、来年度もその委託に盛り込んでいるところである。

図書館協力員制度についてである。先ほどのご説明のように、今、53名いる協力職員については、経験年数と司書、専門職の資格を持っているということで、今後も図書館運営にかかわって制度としては残していきたいというか、そのようにやっていただく方々だと認識をしている。

#### 委員長

低下が懸念されるということに対して、それ相応の対応をとっていくということで大丈夫ではないかなというご説明だったかと思う。

#### 天沼委員

図書館業務は、区職員は先ほどのご説明の中に、中にはいろいろほかの職務を担当していた方が図書館のほうに移られたということで、司書とかそういった資格をお持ちでない方も多分いらっしゃる。むしろ、司書の資格をお持ちの図書館協力員の方のほうが、専門性という点では高いわけであるから、そういう意味では、サービス低下ということを考えてときに、むしろこの方々が積極的にかかわっていただいたほうが、低下せずに向上するのではないかと思うので、陳情で危惧されていることは、ご自身が責任を持って自信を持ってやっていただくということによろしいのではないかと思うが、区職員ではないから責任が持てないということではなくて、この業務を担う以上、同等の専門性、経験を活かしてやっていただくというふうにお願ひしてやっていただければと思うが。

#### 光が丘図書館長

委員ご指摘のとおり、そういった考え方向性で、来年度も引き続き協力員についてはこの制度は継続していこうと思っている。

#### 委員長

協力員制度は来年度も引き続き継続していくということである。

#### 生涯学習部長

図書館協力員なのであるが、これも区の職員で、常勤に対して非常勤ということで、私ども、前は週40時間という形なのだが、週4日の勤務である意味で常勤に比べて勤務時間が短いということと、それぞれの専門性が必要な場合には、そういう職をつくってやるということなので、図書館協力員も非常勤という区の職員ということでご理解をいただきたい。

#### 委員長

補足ありがとう。ほかの委員、ご質問・ご意見はあるか。

#### 外松委員

天沼委員と若干重複するかもしれないが、陳情の1番の趣旨であるが、先ほど図書館長から説明いただいて、特に別表のほうで、平成23年度からの勤務体制が大変詳しく明示されていたので、こういう体制で行ったら、何回も話が出ているように、サービス低下ということは考えにくいと思う。であるから、区民にとってサービスが著しく低下となるのではないかというその懸念は払拭されるのではないかと考える。

それと、こちらの詳しく理由の2番とか3番等も、今説明があったように、特別に、特にブックスタート等は、常勤の職員の方のそういう休日の出勤ということも考慮して行っていくということであるので、その辺の事業の開催ということも可能であるから、これがなくなるという心配もそこでは払拭できるかと思う。

それとあと、危機管理体制に関しても、同じように区の職員ということで、何かあったときにはそういう研修も受けているということであるから、その辺も心配ないかなと思う。

理由の1枚目の大きな2番であるが、その点に関しても、この練馬区の図書館というのは、常勤の職員の方と非常勤の図書館協力員の方と共にあるのが練馬の図書館だと思う。資料を見せていただいても、この図書館業務にかかわっていらっしゃる協力員の方々の勤務年数、それも非常に長いこと図書館にかかわっていただいているので、これからはぜひ図書館協力員の方のお力添えをいただいて、この区立図書館の11館の運営というのは、これからは今までと同様力を入れてやっていただけたらと思う。区民の皆さんのためによりよくお願いしたいと思うので、この陳情の心配はないかなと考える。

#### 委員長

ほかにご意見・ご質問はあるか。

#### 教育長

ここでポイントになるのは、陳情の要旨1のところ、「教育機関として責任ある図書館運営をしてください」のところだが、この前の生涯学習のあり方についても、有識者会議においても、図書館行政は教育委員会で担当していくのが望ましいという結果が出たということは、一定程度社会教育的な意味合いも持っているということは確認されているところである。ではそういうところだからと、すべてを区の職員だけでやる必要が

あるのかどうかということについては、既に指定管理者を入れたり委託をしたりしているから、図書館の仕事の1から10まで全部を区の職員でやる必要はないだろうということである。

そこで一番重要なのは、図書館ときょう出された資料6の一番最後のページのところで、図書館資料の選書だとか購入、保存、この辺については、図書館が公的な機関が担う一番大きなウエートを占める重要なところである。

それからもう一つは、もちろん呼び方だとか、職業体験、企画展示、学校、地域づくりの支援、施設管理、であるから、レファレンスも含めた2以下、特に3については委託とかそういうのではなくて、区の常勤あるいは非常勤職員が担うのだということは、これは確保しなければならない部分である。南田中の指定管理者を導入したときにも、この辺については区が、いわゆる親館である、光が丘図書館がやっていくということではっきりと打ち出した上で、今うまく行っているわけである。

であるから、今回考えられている図書館運営、まさに土・日・休日は職員が非常勤も入れてだれもいなくなってしまう、心配だということをおっしゃっているが、先ほど天沼委員からもある危機管理等々については、これまでどおり特に支障がなく来ている。また経験も蓄積されているので大丈夫ではないかということがある。

それからもう一つは、図書館協力員の専門性の経験についても、今回の計画では、図書館協力員はお務めいただくということになっているので、これについては特に問題はないと思う。いずれにしても、平成8年度までは図書司書を特別区で採用していたのであるが、平成9年度から、特別区の図書館には司書が必ずしも必須でなく、地方公共団体の実情に応じられるよう、裁量の余地を持たせるように変わった。ということは、図書館の性格が大きく変わってきている部分があるので、それらを考えたときに、平成23年度以降の図書館のほうで考えている方法が、必ずしも陳情者が心配するような内容ではないだろうというふうに私たちは思っている。ただ、図書館そのものが教育施設だということは、まぎれもない事実として受け取っている区民の方もたくさんいるので、その辺についてはしっかりと担保していかなければいけないということが重要だと思う。

#### 委員長

ほかによいか。おおむね陳情にあるようなさまざまな危惧については、そこまで心配いただくなくてもいいのではないかというご意見が多かったかと思う。各委員よりさまざまなご意見をいただいたが、この陳情に関しては、本日の資料と議論を踏まえ、次回以降審査を行いたいと考えている。したがって、本日は継続としたいと思うが、よいか。

#### 教育長

それから、この資料6の一番最後の別表で、職務分担の主な内容をごらんになって、もしわかりづらければ、こういう資料をもうちょっとこういう工夫をしてというのをおっしゃっていただければ資料を出す。どういうふうには人がいるのだろうかというのは、この陳情者が心配なさっている部分があるわけである。図書館の全体の流れの中で、これは縦で切っているから、こういう集団の横の流れもあるわけである。

天沼委員

それとこの言葉で、委託と常勤と非常勤といろいろあるが、これについても区の職員がどういふふうにかかわっているとか、常勤なのか、非常勤なのか、委託なのか。これは何かごちゃごちゃしている。

教育長

特に今回の計画では、組み合わせが図書館によって非常に複雑である。であるから、ちょっとその辺を、一応ここに分けては書いてあるが、まさに常勤、委託、あるいは常勤が主体になっているところとか、委託が主体になっているところとか、非常勤が主体になる館が出てくるので、その辺については、それは資料6の1ページに、例えば光が丘は、平成23年度は常勤26人で非常勤が19人で45人ということは、どちらかという、常勤、非常勤主体の館である。一番下のほうへ行くと、常勤1、平和台、関町。平和台、関町というのは常勤1という、館長が1名だけが常勤で、あとは全部委託なのである、今は8人いるところが。その辺ご心配なさっているので、大丈夫であるということをお知らせできるように。

外松委員

今、教育長が期せずしておっしゃってくださったが、今年度と来年度と勤務形態という、形が大分変わってくるので、その辺の根本的な、こういう形にしたという基本的な考え方を、もしお伺いすることができればよりわかりやすいかなと思っている。

委員長

それでは、今、お話しいただいた基本的な考え方及び、この表がついているが、もう少し詳しい表をつくっていただくということで、次回までに資料を用意していただくということでよいか。

光が丘図書館長

用意する。

教育長

いずれにしても今回のこの計画は、資料6の冒頭に書いてあるように、委託化・民営化計画、これによって定数削減ということが大前提で来ているので。この中で22年から23年は、図書館の正規職員は5人減っていくわけである。

委員長

詳しいということではなくて、わかりやすい表をご用意いただくということでご了解いただけるか。

光が丘図書館長

用意させていただく。

#### 光が丘図書館長

その表で、1番の窓口等業務というのは、図書館運営の図書館の中で、書いてあるとおり貸出・返却の関係、事業運営という中身であるので、少し検討させていただく。

#### 委員長

天沼委員が先ほど、時間帯を時系列にしたような感じのものもというふうにおっしゃっていたが、最初のページと別表とはドッキングするような形というか、そういうわけでもないのか。具体的に何かあったらおっしゃっていただけたら。

#### 天沼委員

例えば館ごとにいろいろ勤務形態が違ってくるとした場合、その館ごとに、例えば時間形態、常勤の方がいらっしゃる時間、それが全くいなくなり委託になってしまう時間とか、そういうものがわかってくると、ここでおっしゃっているような責任がどうだという話が、この時間帯はどうなのかということに対して、こちらがこういう手当をするのだと、今までのご意見の中では、専門性をちゃんと担保してやっていくということだったので、そういうふうな時系列も入れるということと、もう一つ、別表が、これも何か委託と常勤と非常勤とこの辺がごちゃごちゃしていて、わかったような感じがするが、どんなことをしているのかな。ここを特に質問の方が、ボランティアのところ弱くなるとか、読み聞かせとか何かのときに正規職員がいなくなるとか、そういうボランティア活動に支障が来すという陳情があったわけであるが、ここで見ていったときに、それが例えばどんなところでどんな勤務形態になっているのかと。

4番の読み聞かせとか職業体験とかあるようであるが、非常勤でやっているところもあれば、常勤でやっているところもあれば、委託になっているところもある。その辺の館ごとの対応、陳情に対して心配されているサービス低下に結びつかないということが、この勤務形態で職務分担で出てくるといいかんと思うが、全体像としてわかるか、難しい。

#### 教育長

例えば別表の石神井図書館を見ると、窓口等業務は、常勤が9時から17時、委託が平日9時から20時。これはわかる。常勤の人が5時まで働いて、その後は委託の人がどこにつくのか。窓口が、これで見ると入れかわるわけである。そのかわり土日祝日は職員は全然いない。朝からずっとこのスタッフだと。では、2以降のこの人たちはいついるのか。平日の9時から5時なのか。同じように小竹もそうである。上に時間があるが、下には時間がなかったり、委託の場合には何時から何時まで、委託はおそらく最初から最後まで委託なのだろうが、その辺もちょっと時間を書いてほしい。

#### 天沼委員

どの時間帯でだれがいつ勤務しているか。

委員長

いろいろな意見が出ているが、区民に直接サービスをするところ、窓口またはそのところで、後は事務的な仕事も一緒に並んでいるので、特にご心配いただいている部分は、区民に直接サービスをするような部分の勤務がどのようになっているかという、それと時間帯でどうなのかというあたりが、一番のご指摘であるかなと思うので、その辺が浮かび上がるような資料にさせていただけるといいかなというふうにまとめてよいか。

委員一同

よい。

委員長

図書館長、いかがか。

光が丘図書館長

そうすると、窓口等業務というのは、石神井と小竹はちょっとパターンが変わるが、そのほかの9館というのは受託事業者がやっているの。

委員長

窓口と言ったのはちょっと違うかもしれないが、直接ということでレファレンスとか、児童・青少年への読み聞かせとかある。選書とか企画展示というのは全く事務的に、裏のほうでも仕事ができることなので、それよりも危惧されている部分は、今申し上げた2番、4番、そのあたりのところと、もちろん窓口もそうだと思うが、そういうところを中心にもう少しわかりやすく、ビジュアル的になってくるとわかるかなということではないかというふうに私は思ったが、そういうことでよいか。

生涯学習部長

1つには、平日と土・日・祝休日と分けて、常勤、非常勤がどういう勤務時間で働いているのか。例えば4番の児童・青少年への読み聞かせ、職業体験といっても、実際事業をやる時とその準備段階といろいろあるわけである。例えば石神井などを見ると、15人いると、常勤のこの人はこうとそういう形は書けないと思う、職務として。であるから、平日と土・日・祝休日の勤務の割り振りの状況を見せて、例えば練馬と大泉、正規3、非常勤3であるが、この人たちがどういう勤務内容をその時間帯の中でやるのかという大枠を見せることはできるが、ここで0.4人分の仕事を読んでやっているとか、そういう点はできないと思う。ちょっと工夫させていただく。

教育長

説明にあったかどうかわからないが、別表の平和台、関町の常勤3以下、光が丘が支援というのは、これは説明があったか。

委員長

なかった。

教育長

これはどういう意味か。

光が丘図書館長

平和台と関町については、常勤の館長が1名ずつ配置ということで、3番の図書館資料の選書等については、光が丘図書館の職員がこういった作業を館長と一緒にすることになる。この表で言う5番と6番についても、館長だけではできないので、光が丘の職員があわせて事業を実施していくというふうに考えている。

委員長

必要に応じて支援をしているという形であるか。

光が丘図書館長

おっしゃるとおりで、そのように考えている。

委員長

よいか。大変さまざまなお意見をいただきありがとうございます。先ほど申し上げたが、この陳情に関しては、本日の資料と議論を踏まえ、次回以降、審査を行いたいと考えている。したがって、本日は継続としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平成22年陳情第3号については「継続」とする。

(1) 協議 平成22年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

委員長

次に協議案件である。協議(1) 平成22年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について。

この案件については、前回までの議論、および各委員が作成された点検・評価表に基づき事務局案が提出されている。

協議に入る前に、本日の進め方についてお諮りをする。

本日は、「特定のテーマに関する点検・評価」と「全般に関する点検・評価」について、事務局案が提出されている。

まず、「特定のテーマに関する点検・評価」について協議を行い、その後、「全般に関

する点検・評価」について協議を行いたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、そのように進める。

それでは、「特定のテーマに関する点検・評価」の事務局案について説明をお願いします。

庶務課長

#### 資料に基づき説明

委員長

ではこの案に関して、各委員のご意見・ご質問等があったらお願いします。なお、修正や追加等のご意見に関しては、なるべく具体的にご指摘いただくようお願いする。

天沼委員

これまでの議論がよく反映されて文章できちんとまとめられていて、学校の取り組みとして教育委員会の支援、学力の実態把握、最後は今後の方向性ということであるので、私はこのままでよろしいかな、特に修正点ということは見当たらなかったと思う。

委員長

ほかにご意見。

安藤委員

なるべく言葉で、文章でということを変によくみ取っていただいて、わかりやすい点検・評価になっていると思う。私も、このままでいいのではないかなと思う。

外松委員

私も、先のお二人と同様である。特に2ページ目の大きな2番、学校の取り組みに対する教育委員会の支援についてというところの下のほうの終りの文章であるが、「社会状況、保護者の意識など等云々」と書いてあるが、この文言というのは、今、教育委員会が学校に対して何を行っているのかということをお区民の皆さんに理解していただける、その理解の参考となる文言かなと思う。こういうふうに今回入れていただいて、点検・評価をお区民の方々が目にされたときに、教育に関する部分のところでもよりご理解いただけるのではないかなと思った。

教育長

2ページのところの2のところ、学力向上支援講師というのは、どちらかというと、少人数指導と結びついている以上理解はされない。実際は少人数指導、要するにもう一

人の先生が入っているわけであるから、ちょっと理解の遅い子にいろいろ指導していくわけであるから、この点この書き方であると、「学力向上支援講師の配置に伴い少人数指導が以前に増して可能となったこと」ということで、これはこういう意味づけがあるのかというふうに理解されるということは、これは非常にいい表現だと思う。でないと、学力向上支援講師を全く独立したのがちょっと入っているということで、何に結びついているかというのがなかなか理解されない部分があったし、我々もそれについて、学力向上支援講師、支援講師と言っていたので、それによってどうなっているかというのをなかなか言えなかったのでもいいと思う。

#### 天沼委員

特にいいなと思ったのは、1番の4つ目の研修を通して先生方が意欲を高めたり、いろいろな刺激を受けて意識が変わる。それが、働きかけが変わることによって子供たちの意識が変わっていくのだという、そういったところに触れている。そこがいい。子供たちのほうにもそういうよい変化が起きてくるものなのだという。

それから2のほうの学力向上支援講師であるが、そればかりではなくて、生活支援であるとか、外部指導員という形で全面的にバックアップしていくという、本来基礎学力ということであるので、学力向上支援講師だけでもいいかなとは思いますが、そうではなくて、生活支援という面も必要なのだということがここでも触れられているかなと思うので、ここも大変いいかなと、いい点が練馬区らしいというか、いろいろあらわれているなと思った。感想である。

#### 委員長

各委員から大変よい点を指摘されてよかったかなと私も思う。

#### 安藤委員

ホームページ等いろいろなところでオープンにされているかと思うが、TT指導という言葉であるが、教育関係者等にはわかりやすいかと思うが、一般区民の方々にTT指導というところで理解できるかは、なかなか難しいところもあるかもしれないので、日本語の表記なりを括弧書きでも入れていただいたら、よりわかりやすいなと思う。

#### 委員長

私は、文言で追加というか、修正したほうがいいかなというところがあるので、ちょっと言わせていただく。

2ページ目の1番の2つ目の黒ポチのところの4行目であるが、「プランを策定しただけで効果まで把握できてない学校も」というのであるが、前から言うと、「プランに基づき、授業改善に向けた取り組みが確実に実施されていますが」、「プランを策定しただけで」というのはなしで、「効果まで把握できてない」ということで、むしろそのほうがいいのではないかなと思った。

それから、2番の2つ目の黒ポチのところの1行目であるが、「外部指導員など練馬区では」とあるが、「練馬独自」ではないかなと思うので、「独自」という言葉を入れても

いいのかなと、「独自に」というような、言葉はちょっと、「練馬区独自に」というと強調されるような気がして、入れたらいいかなと思った。

もう一つは、もう一回1番に戻るが、3つ目のところの取り組みのところ、夏季休業中の補充教室のようなことについては、1ページ目のところに触れているし、現実には行われていると思う。帯の時間帯で学力補充するのと同時に、夏季休業中の補充教室というのをもそこに入れてもいいのかなと思ったが、いかがか。以上3点。

#### 教育指導課長

3点ご指摘いただいた。

1つ目の1番の丸ポチ2つ目のところ、確かにその前の文からの続きからすると、効果の検証までがなかなか不十分な面があるというところで言ったほうがいいかなと思うので、修正したいと思う。

それから、同じ夏季補充教室、これは確かに前のページで書いているので、書いていないわけであるが、これも夏季補充の取り組みというのは、練馬区はかなり力を入れているところが、ほとんど全校が取り組んでいるという状況もあるので、改めてここに入れて強調するのはいいかなと思う。

それから、「練馬区独自に」ということで、これは表現の段階であるが、そういうふうにするにはできると思う。

なお、先ほどのTTであるが、これも複数教員の指導とかそういう言葉を入れたほうがいいかなということで、よろしく願います。

#### 委員長

ほかにはいかがか。それでは、今までのご意見で意見を確認してみたいと思う。TTというところは複数教員による指導。

#### 教育長

ほかには事業の説明を短く、この学力向上支援講師もTT指導も同じである。あと学校生活支援員はどうなのか、心のふれあいはどうなのかというのも……。載せるのならそのまま載せたほうがいいのではないか。

#### 委員長

そうすると、今後の方向性の最後のほうに、そういう用語についての説明をするということでもよい。必要と思われるものについてはそのように入れていただく。

それから、さっき3点申し上げたところのプランを策定しただけだというのはカットして、次のところの3つ目のポチには、夏季休業中の補充教室を入れる。それからもう一つは、「練馬区独自」という文言を入れていただくということでもよい。

#### 委員一同

よい。

委員長

では、そのようにする。  
次に、「全般に関する点検・評価」に入る。事務局より資料の説明をお願いする。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

ただいま概要が一部追加や変更したものがあつたというお話があつた。この点検・評価の表については、本日と次回の協議でまとめてまいりたいと思う。

については、本日は全29項目のうち、15項目について協議を行いたいと思う。

また、限られた時間の中で議論となるので、1項目ごとではなく、5項目ごとに区切ってご意見をいただきたいと思う。

では、まず項目1番から5番まで、「放課後子どもプランの推進」、「地域とともに歩む学校づくりの推進」、「幼稚園の教育内容の充実、特別支援教育の充実」、「私立幼稚園への女性」、「教育内容の充実」の項目についてご意見を伺う。

では、ご意見はあるか。事務局のほうでまとめた案でよいか。

天沼委員

5の概要がちょっと事業と合わないという意見を出したのは私なのであるが、そのとおりである。こんなふうに書いていただければありがたいなという形に直つていると思う。

委員長

概要のほうも適切に修正されているということで、1から5までについては特にご意見がなく、事務局案のとおりということでよいか。

天沼委員

3番は、別にこのままでいいのだが、私、かなり厳しくつけたのである。幼小連携と幼保連携の一元化、それから障害児の受け入れ等非常に課題があると思う。ここは全体の中でも3番の評価をつけた。2という方と3をつけた方がいて、平均して2になつたのかなと思う。そんな感想である。いいと思う。

委員長

では、修正等のご意見ということではなくて感想ということであるので、次に進める。

次に、項目の6番から10番まで、「指導方法の充実」、「教職員研修の充実」、「教育相談体制の充実」、「小中一貫・連携教育の推進」、「特別支援教育の充実」の項目についてご意見を伺う。

特にご意見がないということでよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、事務局案どおりということをお願いしたいと思う。

次に、項目の11番から15番まで、「学校施設の整備推進」、「区立学校の就学事務」、「学校設備・物品の整備」、「区立学校・区立幼稚園の適正配置」、「学校保健の運営」の項目についてご意見を伺う。

教育長

この14番の「区立幼稚園の適正配置」については、教育委員会としてここ2年間余りしっかりやってこなかったもので、これでいいのか。これは3としてはおかしくないか。

庶務課長

5人の方からいただいて、4人の方が3であった。

天沼委員

取組対象が光が丘地区小学校となっている。次のページの学校適正配置推進事務であると、対象が光が丘地区小学校数8校、幼稚園というのは、いただいた資料のほうでは小学校の資料になっている。区立学校は適正配置で、資料のほうは、区立幼稚園はなかったのではないかなと思う。区立小学校のみである。

教育長

タイトルはそうであるが、中にはなかった。

天沼委員

であるから、今回、統合新校ができ上がったということで3。

安藤委員

幼稚園の教育内容の充実についてというところで、区立幼稚園の進行状況というのを今回評価してしまっているのが、学校適正配置というところでは3をつけた。区立幼稚園に関する教育内容等というところは天沼委員のおっしゃったとおりである。

委員長

この辺のところは、概要と事務事業等がややマッチしていないところを修正していただいた点もあるが、まだ一部ずつこういうふうに、概要のところは目標というか、願望というか、もう少し先に立ったところの目標が立てられているが、実際に挙がっている事務事業は大変具体的なことで、ここには幼稚園のことは一切なくて、私どもが評価するときにも、昨年までは事務事業のみについていいか悪いかというふうにやっていたが、今年は少し概要が広い視野からの話になっていくと、それも加味したような評価をする

部分と、ここだけに限ってやっている部分とは、少し混ざっている部分ではないかと思う。評価・点検の過渡期なので、今、こういうのがつくられている段階なので、こういうことも出たかなと思うが、これに関して3をつけたのは、あくまでも小学校のことが挙げられていたので、それについては3ではないかというふうに、多分、皆さんつけられたのだろうというふうに考えている。

天沼委員

今のご意見の追加のようなものであるが、かなり高いレベルというか、概要そのものが相当遠くの目標を立ててつくられていたところを感じて、14番も、区立学校も区立幼稚園もというふうに、相当高く目標がつけられたのかなというところがある。

教育長

幼稚園は検討する。特記事項でも2つ目は、総合的に検討する必要がある。必要があることを認めたから3である。

委員長

その点について何かあるか。

庶務課長

区立幼稚園については、14番のところの適正配置の関係と、先ほどあった3番の幼稚園の教育内容の充実のところと、委員会でいただいているご意見の特記事項についても、両方絡んでくるところがあって、3のほうの教育内容の充実のところの評価というのは、実は1という評価をされている方が2人で、2という評価をされている方が2人ということで、かなり厳しい評価になっている。

一方で、この14については、区立幼稚園の適正配置という数の問題を言っているが、そこでは先ほどお話ししたとおり、3の方が4人、2の方が1人ということで、3番と14番がリンクしながら評価がそれぞれされているのかなということで、14番の評価がよかったのは、小学校のほうがかかなり点を稼いでしまったのかなと思っている。

天沼委員

最後のところはそのとおり、小学校が順調に進んでいる。

委員長

ほかにご意見あるか。

教育長

逆に言えば、3の点検・評価の特記事項に幼稚園の適正配置は入ってはいけない。ここは外さなければいけない。

委員長

今のご意見は概要から外すということか。

教育長

概要ではなくて評価。3の概要では適正配置のことは言っていないわけであるから、幼稚園教育の内容充実と特別支援教育の充実であるから、まさに下の特記事項の幼小連携、幼保連携、これは幼稚園教育の中身である。光が丘地区というのは、これは載せてはいけないのではないか。

天沼委員

「光が丘地区幼稚園の適正配置の検討を行うとともに」は要らない、そういうことであるか。

教育長

これは区立幼稚園のことを言っているわけであるから。

天沼委員

ここではない。

委員長

先ほどの14番と3番に関連したご意見をいただいているかと思うが、教育長のご意見としては、3番のところの点検・評価、特記事項の2つ目の黒ポチは、ここには載せないほうがいいのではないかということであるか。

教育長

そうである。幼小連携、幼保連携など区立幼稚園のあり方を総合的に検討する必要があるということで、「設置経験を踏まえ」は要らない。

天沼委員

前は全部要らない。

委員長

この黒ポチの2つ目は全部なしということか。

教育長

幼小連携とかというのは入っているのか、以下は。

委員長

前半はカットして、幼小連携からは活かすでよいのか。

教育長

そうである。

委員長

では確認する。「幼小連携、幼保連携への対応など区立幼稚園のあり方を総合的に検討していく必要があります」でよいか。

教育長

もっとやるようにということ。

安藤委員

意見であるが、この3番の中の事務事業評価表の中には、就園の達成率は低いというところを私は注目して、就園率が低いという措置として、光が丘地区の適正配置が必要なのではないかというような評価をしたのである。であるので、教育内容の充実となるとちょっと違って来るかもしれないが、この中の事務事業名の維持運営事務というところでは、こういった適正配置ということも入れるか、もしくは14番のほうに移して、14番の評価をちょっと変えさせていただくかというふうに思ったのだが。

天沼委員

管理運営となると、学校を廃止するとか統合するという話よりも、現状の学校の運営をどのように効率よくしていくということになるので、適正配置とまた次元が違って来るかなと思う。

安藤委員

就園率の低さというところが、園児の場合はなっているのではないかというのが私のものなのであるが。

教育長

評価の理由のところでは、80%未満であるから、80%未満というのは、要するに園児数の現状を受けているわけであるから、そうなるこれが出てくるわけである。

安藤委員

適正配置というのをもしここで外すのであれば、14番のほうの評価を変更させていただいて、幼稚園の適正配置は必要ないのではないかというふうに考える。ちょっと変えさせてもらう。

天沼委員

ただ、これが資料のほうには実はないのである。

安藤委員

事務事業としてないということであるか。

天沼委員

ここに入っていない。

安藤委員

事務事業の資料がないということである。

天沼委員

そう。だから評価していない。

安藤委員

だから、幼稚園のところを14ではやっていない。でも、概要にはあるわけである。

委員長

どのように修正するか。委員の立場としては、総合的に3と4、どちらかにそういうものを書きたいなという思いで書いていただいたと思うが、今、安藤委員が3番に書いてある項目の消された部分は14のほうに活かすということで、まず3番のほうからは外すということでよいか。前半の2つ目の部分。そして適正配置のことについては14番に持って行って、そこに書いてあるから。

安藤委員

本文はない。

委員長

ないが、内容にあるということで。

天沼委員

項目14番としてあるから、幼稚園の適正配置という言葉があるので、それは検討する必要がある。

委員長

今案として、そういうふうにははいかがかなという。概要についているコメントまで踏み込んでいいのか、本当に事務事業にあることだけで評価していくのかで、ちょっと違って来る部分があるかということを感じていた。

庶務課長

なかなかぴったりという形は難しい項目がある。であるから、3と14については、ハードの部分、施設の部分と中身の部分が少しごっちゃになっているところがあるのかなと思っている。その意味で言うと、先ほどのご議論いただいたように、3からは仮に数の問題は外していただくという形のほうがむしろわかりやすいのかなと思っている。

そうすると、委員の方によっては、14のほうは数の問題までは評価していないというご意見があったので、その点については、今言われた安藤委員のほうに、14の評価を変更していただいて、改めてここに入れ直すという形で対応させていただければと思うが。

#### 委員長

そうすると、3のところは、2つ目の黒ポチの前段を抜かして、幼小のところから残す。そして14については、安藤委員の評価が、適正配置のことまで含めると3ではないのでということで、改めて評価をし直してまとめていただくということでよいか。

#### 安藤委員

根拠が本当になくて、この事務事業評価で行けば本当にすばらしい結果が出ているにもかかわらず、2とかをつけるのはどうなのかなと。

#### 庶務課長

その適正配置というのは非常に大きい問題であって、計画の中ですべて作成した時点で方向性が出せる場合と出せない場合がある。特に幼稚園の数を減らすというのは大変な問題であって、検討するというのは精一杯の表現で、そういう意味で言うと、まだ検討の段階に入っていないものであるから、対象とする事務事業がないという状況で、そういう中で評価をしていただかなければいけないということで、私どもなかなか厳しいかなと思っているが、そういう中でぜひ評価をいただけたらと思うので、後ほど変更する、ほかの委員の方ももし変更する必要があるれば、言っていただければ、それを改変した形で理解していただければと思う。

#### 外松委員

今の庶務課長のご説明を受けて、可能であれば、この14番の項目は、区立学校の適正配置ということで、幼稚園は実際にはそれはつけてないわけであるから、それは次年度に入れるということで、そういうことは可能なのだろうか。そうしたら、一番すっきりはする。小学校の適正配置の現実是非常にきちんとできているわけであるので、その辺はいかがなのか。幼稚園もどうしても入れないとまずいのだろうか。

#### 庶務課長

適正配置は、区立幼稚園のあり方等の検討結果を踏まえて、区立幼稚園の適正配置を検討するという、実はこういう表現になっていて、適正配置を行うというまだそこまで行っていないという状況である。ただ、現実には、今の就園率を見たら検討せざるを得ない。そんなに時間が許される問題でもないというふうに理解しているので、そういう意味で言えば、今のこの概要は残しておきたいなというふうに思う。

#### 天沼委員

そうすると、「点検・評価の検討をする必要があります」とあるので、「ある」という

ことであるので、私は評価を変えない。このままでいいと思う。

庶務課長

もし評価を変更する必要があるときは、事務局のほうにご指摘いただければと思う。修正する形で次回つくりたいと思う。

委員長

そうすると、14の特記事項はそのまま活かすということで、評価の部分が3から変わる可能性があるということでしょうか。

教育長

基本的なところに立ち入ると、区立学校の適正配置をやって第一次実施計画が光が丘。同時に幼稚園も一応触れたのである。であるから、区立学校というのは小中学校だけだと。区立幼稚園は別に立てるのだという考え方も実はある。ただ、あそここのところでは触れざるを得なかったのである、幼稚園を。幼稚園も区立学校と言えれば区立学校なのだがあくまでも小中学校、適正規模も小中学校適正規模でクラス数を出している。幼稚園については全くそれに触れていない。

あまり厳密に行くと、あそこは光が丘の子供をたくさん見てきた幼稚園なのである。そこから触れていくとなると、就園率とか今後は下がっていく。最初から3年保育ではなくて2年保育でやっているから。あまり就園率をつくと、3年保育になったらどうなのかという話になる。今の光が丘の子供たちというは、全体の半分もいないわけであるから、今でさえ。であるから、どういうふうにやっていったらいいのか。前回もたしか幼稚園も入っていた。適正配置のところ。

委員長

平成21年度の点検・評価であったか。

教育長

平成21年度はこれであったか、前の年は。

庶務課長

前年度の点検・評価においても、幼児教育に関することということで、適正配置を含めた区立幼稚園のあり方を検討するという、そういう形での項目になっている。

教育長

どこに載るのか。

庶務課長

幼児教育に関することという項目である。

教育長

そうすると3番か。

庶務課長

前は全然違う項目で確保しているの、今回のものとの一体というか、比較はなかなか難しいと思う。今回はあくまでも長期計画に基づく構成でやっているの、長期計画の対象事業が区立幼稚園も含めた形での適正配置であるの、事務局とすれば、できればこのほうがいかなと思っている。

委員長

ということで、長期計画に基づいて項目が立てられているの、それに沿った形で修正することは、でき得れば修正という形で。

教育長

きょうのご意見をいただいて、もう一度その2つはどういうふうにやったらいいかということ。14と3を。

委員長

3と14についてはもう少し検討していただくということである。

天沼委員

15番であるが、学校保健の運営となっているが、5事務事業を見ていくと、健康診断、学校行事、校外授業、保健管理、校外授業ということで、健康診断、保健の運営と学校行事、特別活動の行事と、ここに2つ事業が入っている。上位施策名から言うと問題はないのかなと思うが、学校保健よりは学校行事の運営のほうがいかなとも、後のほうを見ていくと感じたりするが、ただ、2つここには事務事業が含まれているという感じを持ったが、よいのか。

庶務課長

これについてはご指摘のとおりである。この特記事項のところ、少し意味合いが違うのかなというふうに感じたのであるが、疑問があるというふうの特記事項に記載をいただいている。来年度に長期計画の見直しがある。その際に見直しのほうで、この厚生事業の組み合わせについては検討したいと思っている。今年度はこのまま疑問があるという指摘ができればと思っている。

天沼委員

わかった。

教育長

学校行事を保健で扱うのはおかしい。これは過去の歴史をさかのぼると前は学務課で

やっていたりしたが、保健給食課をつくったときにこの仕事も持ってきたのである。であるから、移動教室とかそういうのは学校保健でやっている。でも、学校行事なのである。

庶務課長

庶務課でやっている。

教育長

その辺ちょっと整理をして、今回はこれで。

委員長

それでは、15番に関しても、少し整理する部分があるかと思うので、次回に向けてよりよいように整理をしていただけたらありがたいと思う。ほかにご意見はあるか。

それでは、3番と14番のところに再検討していただけるということ、15番についてはまた次年度に向けて整理していただくというご意見をいただいた。その辺のところをまとめていただくということでしょうか。

委員一同

よい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

ここまでで15項目の協議を終えました。本日の協議はここまでとし、次回は残りの項目について協議を行いたいと思う。

したがって、この協議案件については継続とするが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、この協議案件については「継続」とする。

## (2) 平成23年度練馬区教育委員会教育目標について

委員長

次の協議案件である。平成23年度教育委員会教育目標について。この協議案件については、本日、新たに提出されたものである。初めに、事務局から資料が提出されているので、説明をお願いする。

庶務課長

## 資料に基づき説明

委員長

ただいま説明があったように、平成19年度の教育目標においては、改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえて所要の改正を行い、平成22年度の教育目標においては、表記の文言整理を中心に改正を行ってきた。

平成23年度の教育目標の制定においても、これまでの経緯を踏まえて検討してまいりたいと思う。

それでは検証にあたって、教育に関する課題や施策など、教育目標を検討するにあたり考慮すべき現状があれば伺う。

教育長

今年度、最近であるが、特に去年も含めてなのだが、練馬区だけではなくて、子供たちに対する虐待の事件が随分出た。であるから、その辺を入れられないかというところを考えた。

私がちょっと考えたのは、3の家庭教育の支援と子供たちの健全育成の推進というところの、一番下から2番目のところであるが、「そのために幼児期から家庭教育を支援するとともに、地域社会、学校と一体となって、子供たちを見守り温かくしているとか、見守りとともに子供たちの健全育成となっている。子供を見守るという言葉はどうだろうかということ」が1つである。

それからもう一つは、体力が今言われている。3の豊かな個性と創造力の伸長のところで、学力の定着と向上があるが、体力がないと学力もしっかりとつかないのではないかと思う。どこか体力というのが入らないかという、その2つを考えていた。

天沼委員

学力の定着と体力の向上とか。

教育長

今、体力をどうやって入れるかである。

委員長

「学力の定着と向上を図り」のところに、「体力の向上」も挿入したらどうかということの、今、ご意見をいただいているようであるが、そういうことでよいか。文言はどう入れるかは別として、「体力の向上」ということも大事であるから、入れたほうがいいということよいか。

天沼委員

「確かな学力の定着と体力の向上を図り」である、今の意見はそういう意見である。

委員長

「体力の向上」についてもどこかに入れたいということで、このあたりに入れようというご意見だと思う。文言の整理についてはちょっとまた後であるが、「体力の向上」ということについて入れるということでよいか。

#### 教育長

入ればである。これは全体的には、「子供たち一人一人の学ぶ目的を明らかにし」とこういうトーンでずっと来ているから、この辺は体力を何も言っていないので、この前のあたりに出すのか、その後に出すか、学力と体力を別立てというか、つなげていくのもいいが、つなげないで、体力はこういうことで必要だということがもし入れば、いずれにしても教育目標の下には、教育指導課のさらに具体的な目標が入ってくる。食育とかそういうのが、個々のものになってくるとそこに入ってしっかりやっている。

#### 委員長

私も、学校の教育目標は、やはり知育、徳育、体力という3つの柱だし、「生きる力」というところでも同じようにつながられているわけなので、どこかに欲しいなと、私も体力について考えている。ただ、もう一つつくるとなると、ちょっと煩雑というか、あまりに多くなり過ぎるので、先ほども、「確かな学力の定着・体力の向上を図り」というふうに、そこに「等」を入れると、向上が2つになってしまうので、黒ポチで入れたらつながるかなというふうには考えたが、ほかの委員の方がいいか。

#### 外松委員

たしか何年か前から、毎年この教育目標を話し合うときに、今、教育長のおっしゃっていた体力のことも出ていたかと思う。ただ、指導課のほうでこの下の具体的な目標も掲げておられるということで、では、そこまではいいのかなということで、何かこのような文言になったのかなとちょっとおぼろげに覚えているが、今、委員長がおっしゃったように、体力を入れるのだったら、別立てよりも私もここにすっきりと、「確かな学力の定着・体力の向上を図り」というぐらいのほうがいいのかなと思った、入れるとすれば、

それと、全く別になるが、4番のところの3行目と終りのほうの「いかす」というのがあえて平仮名の表記になっているのだが、「成果をいかす」、それから「地域社会のためにいかすことができる方策」、これが平仮名のほうがいいのか、漢字の「活かす」を使うのがいいのか、その辺もちょっと検討していただけたらなと思う。

#### 委員長

今、1つ新たな質問もあったが、「体力」のほうからご意見がまだあれば伺いたいと思う。

#### 天沼委員

子供たちの個性とか創造性を伸ばすというのは、学力面ばかりではなくて、体力的にいろいろな競技に自分の個性を出せるという子供たちもいるし、4番のほうでも入れら

れないことはないと思うが、特に学校教育においてという、前のその言葉があるので、表題が子供たちの豊かな個性、創造性、創造性というのはクリエイティブであるが、その前にはイマジネーションもある。スポーツはどうしてもイマジネーションがなければいい選手とは言えないという、それはちょっと言い過ぎかもしれないが、そういうものを求められたほうがいいかなと、いろいろなことを考えて。そのあたりが4番よりも、入れるとすると2番の中で。

委員長

4番ではなくて、また別立てにもう一つ項目をつくるのではなくて、この辺に入れていくというご意見が多いかなと思うが、その入れ方についてはまた検討していただく。今、「・体力の向上」というのも入れられるかなという意見もあったが、検討していただいて、改めて出していただくということでよいか。

委員一同

よい。

委員長

ではもう一つの、虐待の話と「いかす」というご意見が出ているのであるが、ほかにまだ意見はあるか。その2つについて、虐待のことが先に意見が出たので、3番の下から2行目の「子供たちを見守り……」

教育長

子供たちの健全育成には、もちろんそれが全部包含されるのであるが、包含されるが、今、社会的課題となっている、要するに子供を含めた幼児の虐待という言葉、子供たちの健全育成というだけでそれが教育委員会として発信できるのか、あるいは指導課に委ねていい内容なのか。結局、今回のうちのほうのことで、学校が見守りを続けられなかったわけである。その反省に立っても、地域あるいは学校、子供が一生懸命騒いでも言ってもなかなか気がつかなかったわけである。

委員長

いかがか。

地域で子供たちを見守ろうという言葉がよく使われているし、虐待があったときにはちゃんと通報しなければいけないという義務もあたりすることで、見守るということがとても適切かなと私は伺って思った。どういつなぎ方になるかはまた検討していただくということで、見守るという言葉をごここにうまく入れていただくような形で、今日は終わりにしたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、よろしく願います。

あと、外松委員のほうから、「いかす」というところの平仮名表記について、これを漢字のほうがいいのか、平仮名になっている理由があるのかということによいか。

教育長

理由はそんなにない。

外松委員

平仮名がいいのか、漢字表記がいいのかをまた検討していただきたいということである。

教育長

今度の常用漢字に「活かす」というのは入ったから。

委員長

その辺の表記の仕方について、どれがいいのかということを検討していただくということで、これも次回に回したいと思う。そのほかに。

生涯学習課長

生涯学習の関係でもちょっと動きがあるのでご検討いただければと思う。4番の文化・芸術・スポーツ活動の振興の部分であるが、ご案内のとおり、基本構想と長期計画が策定されたことに基づいて、現在、生涯学習推進計画というものに取り組んでいる。近々素案という形でまた報告するわけであるが、基本構想でも長期の中でも、また新たに取り組んでいるこの計画の中でも、生涯学習の役割として、ここに記載されている、簡単に言うと、生きがいつくり、自己実現、仲間づくり、学び合いといったところが、現在記載されているわけであるが、それに加えて生涯学習が豊かな地域づくりに活かされるようにという観点が非常に強調されていると思う。それもあわせて今回協議していただければと思う。

それと、先ほどの「いかす」のことであるが、参考までに長期計画の中での同じような文言では「活かす」を使っている。

委員長

ご発言の中で、長期のほうの「いかす」については、活力の活が長期計画のほうでも使っているので、それがよろしいのではないかというご意見をいただいた。参考にしていただきたいと思う。

それから、ちょっと私、よく理解できなかったのだが、豊かな地域づくりというような観点のことをここに入れるということだったのか。

生涯学習課長

2行目に、「自ら学ぶことを通して生活を豊かにし健康を維持・増進する」というのが、自分の生きがいづくりであったり、自己実現のことを意味している。その次の行の「成果をいかして学びのための交流の輪をひろげる」というのが、仲間づくりであったり、学び合いであったり、学びの循環となっているものである。ここまでは今までの計画でも取り組んでいた。その後、今現在必要とされているのが、生涯学習をさらに豊かな地域づくりに活かしていく。活発な活動が地域社会に生きていくという意味と、その成果が地域づくり、課題解決に生きていく、そういう考え方が強調されているのでご検討いただければ。

委員長

そういう部分をここに挿入していくということでよいか。

生涯学習課長

そういうことをご検討いただければと思う。

委員長

そういうご意見であるが、いかがか。豊かな地域づくりという事柄について、その言葉そのものはここにずばりというよりも、文言はまた後で。

天沼委員

最後の「また」以降が少し変わってくるかなと思う。

委員長

それでは、豊かな地域づくりというような内容についてここに触れるということではいか。

委員一同

よい。

委員長

その文言は、具体的にはまた検討していただいて、次回に提案していただけたらと思う。よろしく願います。

教育長

「学びのまちねりま」も何か違うような言葉で言っていた。

生涯学習課長

まだ素案をお見せする前の段階なのであれであるが、「学びのまちねりま」の前に、「人が育ち地域をつくる学びのまちねりま」というのを、基本的な理念ということで今進めている。

教育長

それはできていないが、今、完成間近である。

委員長

そういう考え方で進められているということによいか。

それでは、「体力」のことに「見守る」という用語、それから「いかす」、それから、豊かな地域づくりという点について、次回までにまた改めてご報告願うということによってよろしくお願ひしたいと思う。

### (3) 小中一貫・連携教育研究グループの指定について

委員長

次は、小中一貫・連携教育研究グループの指定についてお願ひしたいと思う。

この協議案件については、本日、新たに提出されたものである。初めに、事務局から資料が提出されているので、説明をお願ひする。

新しい学校づくり担当課長

資料に基づき説明

委員長

ただいま説明があった通り、小中一貫・連携教育の充実を図るため研究グループを指定するという内容である。協議に入りたいと思う。各委員のご意見・ご質問を伺う。

外松委員

小中の連携であるが、これまでは同じ義務教育でありながら、小学校は小学校、中学校は中学校というふうに、たとえ校舎がお互い隣接していても、そこに連携等はなく、小学校のほうでも卒業させた子供たちがどういうふうになっているかとか、学力はどうかとかということも、あまり先生方の間ではそういう連携はなかったような現状は、かつてはそのようなこともあったが、今のお話のように、練馬区は平成14年度から石神井南中学校と下石神井小との連携に始まって、このように着々と連携教育が行われてきている。近年は特に、子供たちの発達の状況とか成長とかを願ったときに、小中連携の視点で子供を別々に分けないで見ていくということがとても大事だということも認識されていると思う。

今、説明いただいて、すぐ近くであるとか、学区が一致しているとか、いろいろな視点から、このような7つのグループを設定して2年間でやっつけていこう。そして成果が発表する年も明確になっているというような、非常に具体的な案であるので、私はこの小中一貫とか連携教育を進めていくということが、ほかの学校の先生方や児童生徒たちに対しても、大きな意味があるのではないかなと思うので、ぜひ着々と進めていただけたらいいかなと思う。

天沼委員

今のお話、3の研究内容で1、2、3、4、5、6、7とあるが、これはすべてにわたって小中連携を図っていくというか、その可能性を探って研究を進めるということなのである。これはそういうのだろうか。

教育指導課長

この研究内容の1から7については、例示として挙げていて、これをすべてやるということではない。ただ、この中でぜひともどのグループにもやっていただきたいのが、教育内容の(ア)教科の部分である。結局、施設が離れているので、教科における1年生から中学校3年生までを、どういう系統で指導していくかということについては一歩踏み込んでいかないとということで、ここについてはこの取り組みをやっていただく。あと、研究組織、ゆくゆくすべての小中学校に充実させていくためには、ある程度このグループの中でどういうふうにこの研究を進めていくかということの、ある程度のモデルを示していただく必要があるので、この研究組織・研究計画、研究会の持ち方、このあたりも当然必須になってくるということである。あとは選択でやってもらう。

天沼委員

今のご説明をいただいて、教育内容の教育課程改善カリキュラムということであるが、これも連携ということになると、小中連携の授業であるとか、授業交換であるとか、人の交流も含めて行われるだろうというふうに想像するのであるが、例えば小中一緒になった新たに多様な科目が開設されるとか、そういう選択的なものもあり得るというか。何か課題があらわれて、環境学習とかあるいはいろいろなトラブル、何とか詐欺とかそういうものを1つの題材にして、新しい社会問題にかかわるような教科も開設されるのか、ちょっと突飛な例えなのであるが、そういうふうな多様な科目の開設ということもあり得るのか。

教育指導課長

現段階では、あくまでも学習指導要領の中でやっていくことを考えていて、例えば学習指導要領にないような教科を新たに設定するとなると、例えば特区をとっていかとか、そういうことをやっていかないとできないので、現段階では学習指導要領にのっとりながら、今、委員がおっしゃったような課題も教科の中に位置づけるようなことをやっていきたいと考える。

天沼委員

わかった。

外松委員

今、踏み込んだお話をいただいているが、私個人としては、必ずやる教科における課

課題改善カリキュラム2教科以上というふうに明示されているが、まずは、当面の課題である「確かな学力」を本当にしっかりとつけていく。そのためにどうやって連携していけばいいか、問題点は何かとか、そういう身近な具体的なところでまずは取り組んでいただけたらうれしいなと思う。

委員長

ほかにご意見あるか。

天沼委員

同じことなのだが、課題改善カリキュラムであるから、練馬の独自の課題が出てきて、子供たちの段階で、それを中学生、あるいは小学生と一緒に何か取り組むというような、総合学習的なものになるかもしれないが、何かそういう新たな教科における課題、教科におけるのであるから、教科の中の課題ということになるのだろうが、教科総合的な何かそういうものが出てこないかなということ、先ほどお聞きしたかった。ちょっと表現がまずかったので。

教育指導課長

今おっしゃったような、例えば小学校の5年生と中学校の2年生ぐらいが、共に一堂に会して何かをやっていくというような活動は、ここで言うと なのである。地域の特性を活かした取り組み、地域社会と連携した取り組み。これは学校の実態にあわせて、そういうものが必要、現在はやっているところがあるので、そういったものを活かしながら、規則としての教育内容をここで生み出されるのかなと思っている。

委員長

ほかにいかがか。よいか。

委員一同

よい。

委員長

今、いろいろ希望が発言されたが、当該校において実際に即した中で検討されているかなと思う。

ちょっと1つだけ確認したいのだが、表の1ページ側のところの、研究グループは7グループになって、光が丘四季の香小学校は光一中と豊溪中が指定校である。旭町小が、光一中と豊溪中の指定校という意味なのか。上のところの中学校2校と小学校2校のグループが と とあるところがちょっと、どういうことかなと。

教育長

四季の香は両方に行く。旭町小の子は豊溪中一本である。

委員長

そうすると、表現が中学校1校と小学校1校なのかなというふうに思ったのだが。

教育長

あそこは4校グループなのである。

委員長

及びのグループということで、からに7つのグループに分けるとどこかなというふうに思ったが、では、6グループということなのか。

新しい学校づくり担当課長

学区域が入り組んでいるということで、小学校と中学校の学区域の関係で申し上げると、光一中自体は、光が丘四季の香小のみのグループという形になる。豊溪中学校は、旭町小と光が丘四季の香小学校卒業の子供が学区域としては来るという形になっている。それぞれ学校の近さとかに関係あるので、7グループとするが、6のグループと7のグループの間でどんな形でこのつながりというか、連携を持てるかというのも、今回両方指定した中で、両グループとご相談をして何らかの形のつながりを持てればいかなど。四季の香小学校の子供も豊溪中に行くものであるから、そういう面でのつながりを何とか持てればいかなど思っている。

教育長

距離にして1時間ぐらいのところはこの4つがあるわけである。そんなわけで、でも学区域は一応分かれているから。

委員長

4校で1つのグループになるような活動も見込んでというようなことか。

新しい学校づくり担当課長

学校の近さからいくと、それぞれのグループごとのつながりというのが1つまず出てくるかと思っている。それと、それぞれのグループ間の連携というのも、一方で課題としてあるということにとらえているということである。

委員長

わかった。ほかにご質問、ご意見あるか。

教育長

いずれにしても、自分のところは載っていないがやりたいというところがあればどんどん入れていく。

委員長

それでは、この協議案件については承認でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、この協議案件については「承認」とする。

(4) 平成22年度卒業式「お祝いの言葉」について

委員長

協議事項として、平成22年度卒業式「お祝いの言葉」について、本日改めて提出されている。

この「お祝いの言葉」の作成にあたっては、あらかじめ各委員から内容についてご意見をいただいている。それをもとに作成された文案が、本日提出されている。

それでは、初めに事務局から説明をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、説明をいただいたので、各委員からご意見をいただきたいと思う。

教育長

イトカワ、探査機はやぶさ、戻ってきた。あれもあるが、前に一度、ジャクサのものをのせたことがある。今回は、それは非常に偉業であるが、やめたということと、現存する方というのは、いろいろどうなるかわからない。これを見て、中学校の、後ろから2枚目のところで、ここだけ「終りになりましたが」としてあるが、「結びにあたりまして」というほうがいいことである。区長もいつもご自分でおっしゃる。式典は必ず「結びにあたりまして」と言う。小中は「結びにあたりまして」であるから。

委員長

それでは今のご意見は、「結びにあたり」ということか。小学校のほうは「結びにあたり」であるので、それでよいか。

教育長

はい。

委員長

「終りになりましたが」を「結びにあたり」と訂正するということによりましてお願い

したいと思う。

安藤委員

2つあるが、1つは、小学校、最初るときから変更になっているところなのであるが、2ページの「理念を表す言葉」というところで「一人一人」となっているが、私は、最初のほうがよかったような気がする。というのは、括弧書きというのは言葉にしたときには見えないので、特に小学生を相手に話すので、原案のほうは「理念を表す言葉」となっていたものが、括弧書きで承認された形になっているので、できれば戻してほしいなという気持ちがある。

それからもう一つは、園長先生や校長先生のところは、固有名詞を入れてはいけないのか。

教育長

それは入れていいのである、自分で。

安藤委員

自分で勝手に入れていいのか。

教育長

いい。これは入れる、何々幼稚園、修了児というのは、

安藤委員

その後、園長先生からとなっているのは、

教育長

どちらでもいい、それは、間違わないで。そういう意味で になっているのである。皆さんが行かれるところの。

安藤委員

幼稚園はなっているが、園長先生の固有名詞と校長先生の固有名詞が入っていないので、入れたほうがいいのかなど。

教育長

それは入れても結構である。何々校長先生をはじめ。でも歴代となる、今の人だけではなくて。何々をもらったという。

委員長

その5年間で校長先生がかわられている学校とか当然あるから、今の校長先生のお名前だけを言うというのは、ちょっとどうなのかなという、ちょっと違和感もあるかなというふうに、逆にちょっと。幼稚園は大丈夫だと思う。では、固有名詞は入れないとい

うことであった。

先ほどのもう一つの博士の理念を表すというところが、という言葉があるという、元のほうがよかったという意見が、実は私がそのように変えていただいた。

ここで言い方を変えれば伝わるかなということ、原文では「果たすということはできません。」でぽつんと切れて、いきなり今度、平成23年はというふうになってしまうので、その言葉と次が繋がらないというか、ちょっとはっきりしないなというところがあったので、分けたほうがいいかなというふうにして、私はそのようにさせていただきました。

教育長

これは、博士の理念をあらわすと一言置かないと。

委員長

ここでちょっと空間が空いているのはそういうことである。

教育長

前はどうだったのか。

安藤委員

「表す言葉があります」。

教育長

「そういう博士の理念を表す言葉があります」。

委員長

そしてかぎ括弧があって、かぎ括弧が終わってすぐ次に何もなくて。

教育長

「できます」ということで、いきなり「平成23年」になった。

委員長

たしかになっていたのである。

外松委員

原文のままだったら、私はその次は話が変わるので、ここでこそ少し呼吸をして、そして「平成23年は」と語調もちょっと改める。もし、今、安藤委員が言われたように、聞いている参加者は、活字は一切目にしなくて耳だけでこの言葉を聞いて感じ取っていくわけであるので、その視点はとても大事なというふうにする。であるから、安藤委員のように、採用するとしたら、次の「平成23年は」というところこそ間を置いて、ちょっと語調を変えてというか、そういう工夫をすればいいのかなとも思うし、どちら

でもいいのだが、ただ聞く側は一切活字がなく、私たちの音声だけでお祝いの言葉を受けとめるという、そこをいつも念頭に置く必要があるかなと思う。

天沼委員

そしたら、私の最後の意見で、戻したほうがいい。「理念を表す言葉があります」として、そして一呼吸置いて話を変えると、「平成23年」。

安藤委員

例えば「それは『一人一人が……果たすことができます』というものです」「ところで平成23年は」という。

委員長

かぎ括弧の後に何かちょっとつなく言葉が「です」とか何とかというのが入れれば次につながると思う。どちらかで構わないと思う。では、前に「理念を表す言葉があります。それは、『一人一人が向上しなければ』とちょっと丁寧に話すことになるわけである。『果たすことができます』というものです。「ところで」とか。もう一回言うということである。

教育長

「そんな博士の理念を表す言葉があります。それは、『一人一人が向上しなければ世界は発展しない。だからこそ……。そうすれば、人類共通の責任を果たすことができます』というもので、」「ところで平成23年は」。

委員長

話が変わるということで、「ところで」が必要である。

教育長

「ところで、平成23年は、丁寧に。」「平成23年」と言うか「本年」と言うか。

委員長

では、大体今のご意見をもう一回確認する。「そんな博士の理念を表す言葉があります。『それは一人一人……』」かぎ括弧の後に、「というものです」。「ところで、平成23年は」というふうに入れていただくということでよいか。

そのように訂正をお願いしたいと思う。

教育長報告については既にご報告いただいているので、その他の報告はあるか。

事務局

特にほかはない。

委員長

では、第1回教育委員会定例会を終了する。